

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為</p> <p>(回復した実用新案権の効力の制限) 第三十三条の三 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為</p> <p>(再審により回復した実用新案権の効力の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。</p> <p>(侵害とみなす行為) 第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(回復した実用新案権の効力の制限) 第三十三条の三 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(再審により回復した実用新案権の効力の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復</p>

したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

三 善意に、当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

(侵害の罪)

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一・二 (略)

(侵害の罪)

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

二 第五十六条 一億円以下の罰金刑

2 (略)